|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 許可の種類  令和３年６月１日以降に取得（更新）した食品営業許可の考え方について | 業の範囲 | 留意点など |
| 飲食店営業 | 食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業 | その場で客に飲食させるかすぐに喫食することを前提としたテイクアウトなど |
| 調理の機能を有する自動販売機 | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 機種によっては許可ではなく、「届出」の対象 |
| 食肉販売業 | 鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）を販売する営業 | 容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態で販売する営業は「届出」 |
| 魚介類販売業 | 店舗を設け、鮮魚介類（冷凍したものを含む）を販売する営業 | 容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態で販売する営業は「届出」 |
| 魚介類競り売り営業 | 鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労働省令で定める取引の方法で販売する営業 |  |
| 集乳業 | 生乳を集荷し、これを保存する営業 |  |
| 乳処理業 | 生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む）をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る）若しくは清涼飲料水の製造をする営業 |  |
| 特別牛乳搾取 | 牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によって、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業 |  |
| 食肉処理業 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業 | 食肉処理業の許可を受けた施設で、細切した食肉を小売り販売する場合には食肉販売業の許可は必要としない |
| 食品の放射線照射業 | 放射線を照射する営業 | 現在、放射線の照射はばれいしょの発芽防止の加工のみ可 |
| 菓子製造業 | 菓子製造業（菓子（パン及びあん類を含む）を製造する営業 | 菓子製造業の許可を受けた施設で、客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供する場合、飲食店営業の許可を要しない |
| 調理パンの製造可 |
| アイスクリーム製造業 | アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業 | みぞれ等液体食品を他の食品に混和し凍結させた製品を製造する場合はアイスクリーム類製造業が必要 |
| 乳製品製造業 | 粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、乳酸菌飲料その他の厚生労働省令で定める乳を主原料とする食品の製造（小分け（固形物の小分けを除く）を含む）をする営業 | 乳酸菌飲料（無脂肪固形分3.0％未満を含む）も製造可 |
| 小分け製造も含むが固形物の小分けのみは小分け製造業で可 |
| 清涼飲料水製造業 | 生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る）の製造（小分けを含む）をする営業 | 生乳を使用しない乳酸菌飲料、乳飲料も製造可 |
| 食肉製品製造業 | ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（以下「食肉製品」という）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業 | 食肉製品や食肉を使用したそうざいも製造可 |
| 水産製品製造業 | 魚介類その他の水産動物若しくはその卵（以下「水産動物等」という）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業 | わかめ等の海藻類は水産動物等に含まれない |
| 水産動物等を使用したそうざいも製造可 |
| 水産動物等には魚、貝類、イカ、タコ等の他クジラ、カエル、カメなども含む |
| 氷雪製造業 | 氷を製造する営業 |  |
| 液卵製造業 | 鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む）をする営業 | 液卵とは、鶏の卵殻を割って内容物のみを集めたものであり、卵白だけのもの、卵黄だけのものを製造する場合も許可の対象 |
| 食用油脂製造業 | 食用油脂を製造する営業（マーガリン又はショートニング製造業を含む） | 動物性、植物性及び中間製品、完成品を問わず、サラダ油、天ぷら油等の食用油脂を製造する営業をいう |
| 食肉販売業等において、副業的にヘッド又はラードを製造している行為は、当該許可の対象とはならない |
| みそ又はしょうゆ製造業 | みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品を製造する営業 | みそ又はしょうゆを主原料とする食品（粉末みそ、液体みそ、調味みそなどのみそ加工品、つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等のしょうゆ加工品（ただし、しょうゆの原料に占める重量割合などが一定の条件にあてはまるもの）が製造可 |
| 酒類製造業 | 酒類の製造（小分けを含む）をする営業 | 酒の仕入れから搾りまでを行う営業であるが、小分けについても対象 |
| 豆腐製造業 | 豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐若しくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業 | 油揚げ、がんもどき、ゆば、豆乳（清涼飲料水は除く）、おからドーナツなども製造可 |
| 納豆製造業 | 納豆を製造する営業 | 糸引き納豆（豆納豆等）、塩辛納豆（浜名納豆等）などを製造する営業 |
| 麺類製造業 | 生麺、ゆで麺、乾麺、そば、マカロニ等を製造する営業 | 麺類製造業の許可を受けた施設で調理麺（麺にねぎ、天ぷら、油揚げ、チャーシュー、コロッケ、カレー等を添付したもの）を製造する場合、そうざい製造業又は飲食店営業の許可を要しない |
| そうざい製造業 | 通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む。）、焼物（いため物を含む。）、揚物、蒸し物、酢の物若しくはあえ物又はこれらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業 | 衣をつけるなどの加工はされているものの油で揚げていないコロッケ等のように、喫食するには購入者等による最終的な調理が必要な、いわゆるそうざい半製品も含まれる |
| 複合型そうざい製造業 | そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品を製造する営業 | HACCPに基づく衛生管理が求められる |
| 冷凍食品製造業 | そうざい製造業係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業 | 小売販売業に包装された農水産物の冷凍品も含む |
| 対象は、食品、添加物等の規格基準において規格基準が定められている冷凍食品の製造 |
| 複合型冷凍食品製造業 | 冷凍食品製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品（冷凍品に限る）を製造する営業 | HACCPに基づく衛生管理が求められる |
| 漬物製造業 | 漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業 | 高菜漬けを使用した高菜漬炒め、味付けザーサイ、味付けメンマなども製造可 |
| 密封包装食品製造業 | 封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封されたもの）であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないものを製造する営業 | 食酢（すし酢を含む）、はちみつなどの一部の製品は除く |
| 食品の小分け業 | 菓子製造業、乳製品製造業（固形物の製造に係る営業に限る）、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業及び漬物製造業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業 | 調理や小売販売での小分け行為は対象外 |
| 添加物製造業 | 添加物を製造（小分けを含む）する営業 | 法13条第1項の規定により規格が定められた添加物又は添加物製剤が対象 |